



大阪労働局発表
平成27年9月29日

【照会先】
大阪労働局労働基準部

電話 06 (6949) 6490

報道関係者 各位

大阪労働局における文書の誤廃棄について

大阪労働局（局長 中沖 剛）は、労働基準部における個人情報を含む行政文書の誤廃棄について、下記のとおり当該事案を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

なお、当該行政文書は誤廃棄したものであり、外部への情報漏えいは発生していないことを申し添えます。

1 概要

大阪労働局管下の各労働基準監督署（以下「署」という。）において、廃棄が認められていない石綿関連の監督復命書関係書類（「監督関係書類」）、安全衛生指導復命書関係書類及び石綿健康診断結果報告書等（「安全衛生関係書類」）、労災保険給付等調査復命書関係書類（「労災関係書類」）等のうち、平成12年度～平成22年度分の行政文書ファイルとして編綴・保管していたものの一部を誤廃棄していた事案が判明したものの。

2 事実経過

- （1）平成27年8月24日岸和田労働基準監督署において、石綿関連の労災補償給付調査復命書関係書類を誤廃棄していた事実が判明した。
- （2）岸和田署の誤廃棄を受けて、大阪労働局は労働基準部及び署に対して、石綿関連事業場の復命書等の保存状況について点検を実施したところ、大阪局管内の全署（13署）において、平成12年度から平成22年度までの石綿関連文書等の一部について、監督関係書類348件、安全衛生関係書類1,346件、労災関係書類54件、平均賃金決定関係書類94件、合計1,842件を誤廃棄していたことが判明した。

3 発生原因

石綿関連文書については、平成17年12月以降廃棄することなく保存することとされており、「石綿関連文書」として行政文書ファイルを別途作成し、保

管すべきであったにもかかわらず、この対応が徹底されていなかったこと。

4 労災給付等への影響

今回の誤廃棄により、石綿関連の今後の労災保険法に基づく保険給付に係る認定業務及び石綿救済法に基づく特別遺族給付金に係る認定業務に係る影響は生じない。

5 再発防止対策

- (1) 石綿関連文書については、廃棄の対象とされないことを改めて職員に周知徹底するとともに、既存の行政文書ファイルから石綿関連文書を取り出し独立した行政文書ファイルを作成した上で保存期間を「常用」（継続的に保存すべき文書）とすることを再徹底する。
- (2) 石綿関連文書と他の同種文書を編綴時から分離して保管することを徹底するとともに、石綿関連文書については背表紙に適切な記載を行い、加えて行政文書管理簿への適正な記載を徹底する。
- (3) 平成 27 年 9 月 24 日（木）、臨時監督署長会議を開催し、本件の概要を説明した上で書類の誤廃棄防止を図るため、上記（1）（2）を中心とする公文書管理の徹底を指示した。